

## 令和4年白老町議会定例会3月会議会議録（第6号）

令和4年3月18日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時39分

---

### ○議事日程 第6号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第32号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第29号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第14号）
- 第 5 議案第30号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第31号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- 第 7 議案第21号 白老町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第26号 白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 第 9 予算等審査特別委員会の審査報告について
  - 議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について
  - 議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 7号 令和4年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算
- 議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算
- 第10 発議第 1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 産業厚生常任委員会の審査報告について
  - 陳情第 2号 地熱（温泉）の維持活用をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書
- 第12 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第13 意見書案第1号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）
- 第14 意見書案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）
- 第15 意見書案第3号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）
- 第16 決議案第 1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議（案）
- 第17 常任委員会の所管事務等調査の報告について
  - （産業厚生常任委員会）
  - （広報広聴常任委員会）
- 第18 諸般の報告
  - （次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付）
- 第19 休会について

---

#### ○会議に付した事件

- 議案第32号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第14号）
- 議案第30号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- 議案第21号 白老町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 予算等審査特別委員会の審査報告について
- 議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について

- 議案第 17 号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 28 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 令和 4 年度白老町一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 4 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 4 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 4 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 4 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 4 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 4 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 14 号 令和 4 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 15 号 令和 4 年度白老町下水道事業会計予算
- 発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
産業厚生常任委員会の審査報告について
- 陳情第 2 号 地熱（温泉）の維持活用をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書
- 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 意見書案第 1 号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）
- 意見書案第 2 号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）
- 意見書案第 3 号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）
- 決議案第 1 号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議（案）  
常任委員会の所管事務等調査の報告について  
（産業厚生常任委員会）  
（広報広聴常任委員会）

○出席議員（14名）

1 番 久 保 一 美 君	2 番 広 地 紀 彰 君
3 番 佐 藤 雄 大 君	4 番 貳 又 聖 規 君
5 番 西 田 祐 子 君	6 番 前 田 博 之 君
7 番 森 哲 也 君	8 番 大 淵 紀 夫 君
9 番 吉 谷 一 孝 君	10 番 小 西 秀 延 君
11 番 及 川 保 君	12 番 長谷川 かおり 君
13 番 氏 家 裕 治 君	14 番 松 田 謙 吾 君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

10 番 小 西 秀 延 君	11 番 及 川 保 君
12 番 長谷川 かおり 君	

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課 長	大 塩 英 男 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	野 宮 淳 史 君
建 設 課 長	舛 田 紀 和 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	池 田 誠 君
消 防 長	早 弓 格 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 本間 力 君  
主 査 八木橋 直 紀 君

---

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員、12番、長谷川かおり議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、3月15日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会、小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、3月15日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。

町長の提案に係るものとして、令和3年度の各会計補正予算3件、及び条例の一部改正1件、計4件の議案の追加提出がありました。

3月15日に議案説明会を開催した結果、議案4件は、本日の議題に供することとしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

- 議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いさせていただきます。

◎議案第 3 2 号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第 3、議案第 32 号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議 32—1 をお聞きください。議案第 32 号でございます。白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議 32—2 をお聞きください。議案説明でございます。保育や幼児教育などの新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の収入を引き上げることを目的に、国は令和 3 年 11 月 19 日にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を閣議決定し、官民間問わず保育園等への処遇改善を令和 4 年 2 月より行うよう求めたことから、本町においてもはまなす保育園または放課後児童クラブに勤務する会計年度任用職員に対し、国が求める 3 % 程度の収入の引上げを実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

議 32—1 にお戻りください。附則でございます。

施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係） 抜粋				別表（第 2 条関係） 抜粋			
特殊勤務 手当の種 類	支給範囲	手当の額	支給方法 等	特殊勤務 手当の種 類	支給範囲	手当の額	支給方法 等
（以下 略）				（以下 略）			
				処遇改善 手当	はまなす 保育園又 は放課後 児童クラ ブに勤務	報酬又は 給料の月 額に 1 0 分の 3 を乗じて	1 円未満 の端数が 生じたと きは、これ を切り捨

		<u>する会計</u> <u>年度任用</u> <u>職員(地方</u> <u>公務員法</u> <u>第22条</u> <u>の2第1</u> <u>項に規定</u> <u>する会計</u> <u>年度任用</u> <u>職員をい</u> <u>う。)</u>	<u>得た額</u>	<u>てるもの</u> <u>とする。</u>
--	--	---	------------	----------------------------

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第14号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第29号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第14号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議29—1をお開きください。議案第29号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第14号）。

令和3年度白老町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,073万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億9,693万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月15日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 令和3年度白老町一般会計補正予算(第14号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業  
特別会計補正予算(第3号)

○議長(松田謙吾君) 日程第5、議案第30号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長(下河勇生君) 議30—1をお開きください。議案第30号でございます。令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,678万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,426万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月15日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)

○議長(松田謙吾君) 日程第6、議案第31号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) それでは、議31—1をお開き願います。議案第31号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)。

第1条 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億3,587万4,000円、補正予定額9,400万円、計10億2,987万4,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億3,880万5,000円、補正予定額9,400万円、計4億3,280万5,000円。

令和4年3月15日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第21号 白老町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第21号 白老町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議21—1をお開きください。議案第21号 白老町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

改正条文は記載のとおりですので、朗読を省略させていただき、附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議21—2をお開きください。議案説明です。一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団が設置、運営するしらおい訪問看護ステーションは、総合保健福祉センター内に事業所を有し、本町における在宅医療を支える重要な役割を担っているところであるが、近年の高齢化の進展に伴い、年々利用者が増加していることから、訪問看護サービスの支援体制の強化を図るため、居室面積が広い研修室2と事業所を入れ替えることから、本条例の一部を改正するものである。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

白老町総合保健福祉センター条例新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
1 施設使用料			1 施設使用料		
部屋名	使用料		部屋名	使用料	
	単位	金額（円）		単位	金額（円）
研修室1	1時間につき	350	研修室1	1時間につき	350
研修室2	1時間につき	700	研修室2	1時間につき	500
研修室3	1時間につき	500	研修室3	1時間につき	500
研修室4	1時間につき	600	研修室4	1時間につき	600
交流センター	1時間につき	2,000	交流センター	1時間につき	2,000
乳児室	1時間につき	750	乳児室	1時間につき	750
浴室	1人1回につき	200	浴室	1人1回につき	200
	回数券（12枚つづり）	2,000		回数券（12枚つづり）	2,000
2 設備使用料			2 設備使用料		
略			略		

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 白老町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第26号 白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議26—1をお開きください。議案第26号 白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計条例を廃止する条例の制定について。

白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計は、廃止する。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計条例第1条に規定する白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の令和3年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

次に、議26—2をお開きください。議案説明です。町立特別養護老人ホーム事業特別会計は、町立特別養護老人ホーム事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置したものであるが、令和4年4月1日から白老町立特別養護老人ホーム寿幸園を民営化することに伴い事業が終了するため、本条例を廃止するものである。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

- ◎議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について
- 議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 令和4年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算

議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について、議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について、議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 令和4年度白老町一般会計予算、議案第8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算、議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算、以上令和4年度各会計予算9件とこれに関連する条例の制定及び一部改正並びに廃止11件、合わせて20議案を一括して議題に供します。

本件については、3月8日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

吉谷一孝委員長。

〔予算等審査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○予算等審査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 予算等審査特別委員会、委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

1、付託議案。

(1)、議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について。

(2)、議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(3)、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

- (4)、議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- (5)、議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- (6)、議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について。
- (7)、議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- (8)、議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。
- (9)、議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。
- (10)、議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について。
- (11)、議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- (12)、議案第7号 令和4年度白老町一般会計予算。
- (13)、議案第8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。
- (14)、議案第9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。
- (15)、議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。
- (16)、議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算。
- (17)、議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。
- (18)、議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算。
- (19)、議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。
- (20)、議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算。

## 2、審査の経過。

令和4年3月8日に再開された定例会3月会議において、本委員会に付託されたので、3月15日、16日、17日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

## 3、審査の結果。

- (1)、議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (2)、議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (3)、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (4)、議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (5)、議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (6)、議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (7)、議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する



条例の制定について、可決すべきものと決定。

(8)、議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(9)、議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(10)、議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(11)、議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(12)、議案第7号 令和4年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(16)、議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(17)、議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(18)、議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(19)、議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

(20)、議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけではありますが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第7号 令和4年度白老町一般会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、日本共産党、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成11名、反対2名。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議1―2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項ア中「政策推進課」の次に「(総務文教に限ることに限る。)」を加え、同条第2号ア中「町民課」を「政策推進課(産業厚生に限ることに限る。)、町民課」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

発議1―3をお開きください。議案説明であります。常任委員会における現行の所管を事務調査の実態に即し総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所管を変更するため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表は下記のとおりであり、読み上げは省略いたします。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎産業厚生常任委員会の審査報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、産業厚生常任委員会の審査報告について、陳情第2号 地

熱（温泉）の維持活用をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書を議題に供します。

本件については、令和3年定例会12月会議において産業厚生常任委員会に付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 陳情の審査報告書。

本委員会に付託された陳情の審査結果を、次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告します。

1、件名、陳情第2号 地熱（温泉）の維持活用をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書。

2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町字北吉原668番75、見晴ヶ丘温泉管理組合、斉藤隆起。白老町字北吉原369番235、柏洋温泉管理組合、増子孝。白老町字竹浦181番644、クラウン温泉管理団体、岩本久。白老町字北吉原488番12、本町北7区温泉利用者会、鳥谷部邦雄。

3、審査の経過。

令和3年12月17日再開された令和3年白老町議会定例会12月会議において本委員会に付託されたので、令和4年1月17日及び31日に委員会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し願意を聴き関係課の説明を求め慎重に審査した。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、審査意見。

本委員会は陳情者からの願意を伺った後、陳情者からの願意に対する関係課であり、経済産業省資源エネルギー庁の補助金を受けて設立された白老町温泉・地熱資源等可能性調査検討委員会の事務局を担っている白老町産業経済課の関係者を招致し慎重に陳情を調査した。

陳情者の願意は、再生可能エネルギーである地熱資源を末永く維持し、地域産業への利活用を図る観点から、地熱資源へのより一層の町民理解促進を求めるという要旨であった。

陳情者は、温泉などによる地熱資源の利活用状況や地熱の有望性を考えると、白老町は国が掲げる再生可能エネルギー利用の先駆とも言えるとしている。

一方、温泉管理者の高齢化などにより、温泉の維持管理に関する情報交流などの必要性が高まっている状況や、利活用世帯数で北海道内トップを誇る白老町内の温泉に対する調査が30年以上にわたって行われていない状況が陳情者より挙げられた。こうした優位性や危機感を踏まえると、令和2年度より採択されている経済産業省の「地熱発電の資源量調査、理解促進事業補助金」を活用した事業に対する、より一層の積極的取組が必要であり、これらがまちづくりにも資するとしている。

また、担当課からは本補助事業に係る経緯と実施状況、今後の事業予定等について説明を受けた。本補助事業は白老町と株式会社道銀地域総合研究所のコンソーシアムが実施主体となり、白老町の地熱資源や温泉に関する現状把握と理解促進を目的としている。実施体制は、町内の

関係機関や温泉関係者、専門家や事務局で構成された検討委員会が組織されており、コロナ禍に配慮しつつ、検討委員会で議論された泉源調査や講演会、意見交換会、先進事例視察等の様々な事業が取り組まれていることが報告された。

本委員会からは、陳情者の願意を踏まえ、組織体制への温泉関係者の一層の参画を求める声や、事業内容に対する評価とともに、地熱資源利用への理解促進や、資源維持に対するより実効性を持った取組の必要性の観点から質疑が交わされ、その後自由討議にて委員間で多くの議論があった。

本委員会としては、温泉を含めた地熱資源は、その利用者の福利のみならず、脱炭素化社会実現を標榜する世界・国の情勢、温泉や地熱資源の利活用による移住定住や産業活性化対策、ひいては人口減少対策にも影響を及ぼすものであることを踏まえると、白老町の重要な資源であると定義するものである。この観点から見て、陳情者の願意は十分に理解できるものである。

本補助事業内容についても、委員各位から評価する意見が示されるとともに、こんなすばらしいことが町民や議会に理解され切れていないのではと懸念する意見や、本事業で実施された講演などの動画をアーカイブ化し、町民や議会にも情報提供してはといった提言、ウポポイ開設で注目を集めるまちとして、地熱サミットのなものも考えられるのではないかとといった理解促進の具体策が提出された。

白老町は、北海道内の温泉利用世帯数の約半数を占める地熱資源利活用の先進地でもある。さらには、温泉などの地熱資源の社会的な存在、温泉や地熱資源のありようを把握していく必要性は自明であり、温泉や地熱に係る議論の一層の進捗、そのための関係各課の連携や温泉当事者の一層の参画、そして、こうした情勢を踏まえた温泉、地熱資源理解促進の一層の促進を当委員会としても求めるものである。

よって、当委員会の陳情審査としては採択とするものである。

以上であります。

**○議長（松田謙吾君）** 委員長、私から一言お願いというか、しておきたいのですが、今委員長報告がありました、陳情に対する。北海道で白老町以外に私はないと思うのですね、あれだけの温泉。あの温泉資源が。委員長報告にもあったように、あそこにいる方々も高齢者になってきたというけれども、あの泉源がみんな40年以上になって、新たなボーリングをやるにも大変な時期に来ているのです。ウクライナ戦争でもあるように、今は灯油や石油の資源があのようなことになっていて、私も温泉のCO<sub>2</sub>効果というか、地熱効果というか、これは日本一だと思うのだわ、全世界のCO<sub>2</sub>の効果からいっても。ですから、委員長報告を今なされたけれども、もう少しまちが踏み込んだ調査をきちんとして、今は国のほうもこういうCO<sub>2</sub>効果、削減したまちの補助金が随分出ているのです。少なくとも先般の新聞で8地区が、苫小牧市もそうなのです。そういうことからいくと、まちがもう少し本腰を入れてあの温泉の活用、それからあの温泉を守りながら、お湯を守りながら残していって、そしてCO<sub>2</sub>削減効果の本当のありのままの姿をもう少し調査をして、白老町の大きな資源、将来人口も減ってくる中で、あそこにもう少し住めるようなまちがその対策も私は必要だと思うのですが、委員長、どうですか。

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 広地です。議長から提出をいただきました情勢を踏まえても、また町内や、また社会的な情勢を踏まえても、より本腰を入れてこういった事業に取り組むべきという趣旨と伺いました。

私どもの委員会として審査させていただいた内容については、今の議長の趣旨にも十分に沿うものであると考えています。ですので、扱いとして今回はこの陳情をこの本会議にて採択としたいと思えます。ただ、議長から特にそのような意向が示されたということは、私たち委員会としてもこういった温泉資源や地熱資源のさらなる利活用や調査をより一層促進していくべきと考えておりますので、そういった意見が議長からも強く特に要請されたということで委員会として受け止めたと思うのですが、そのような形でもよろしいでしょうか。町側の各位の皆さんも、このような議長からの特段の必要性といったことが示されているので、本会議でこういったようなことが交わされたということを経験として押さえておくということでもよろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 白老町という北海道、日本でも自慢の温泉だと思うのだ。そして、暖房と風呂と様々、手洗い、飲み水にも使っている温泉なのです。ですから、物すごく効果があると思うのだわ、CO<sub>2</sub>削減効果も。そういうことも踏まえて、もう少しあそこに住んでいる、今は5つの組合が代表して出ているのですが、もっともっとあるのです。クラウン団地も出ていないし、社台も出ていないし。ですから、そういうことも踏まえて自慢の私は温泉だと思いますから、もっと北海道に自慢できるような効果を出ているわけですから、もう少し支援してやったらいいと思います。そういうことでお願いをしておきます。

ただいま産業厚生常任委員会委員長から報告がありましたが、この委員長報告について質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質問なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第2号 地熱（温泉）の維持活用をはかるために、町民理解の一層の促進を求める陳情書、委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、陳情第2号は、採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。



本件につきましては、別紙のとおり、議員行政視察などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任いただきたいと思いますと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認について、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

### ◎意見書案第1号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第13、意見書案第1号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第1号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

#### 記

1. 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。

2. 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。

3. 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制など組合せた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第1号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

◎意見書案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化  
の推進を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第14、意見書案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第2号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

#### 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

そこで政府に対して、子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取り組みを求める。

#### 記

##### 1. 全ての子供たちの学びの継続のために

全ての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もが何処でも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

##### 2. 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけ医師」に繋がれるための取り組みを強化すること。

##### 3. 新しい分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、さらに移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。

##### 4. 持続可能な地域の医療と介護のために

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

##### 5. 地域住民の安全で安心な移動のために

政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18箇所で実施してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### ◎意見書案第3号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第15、意見書案第3号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりです。

給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）

現在、日本の学費は、国立大学では初年度学生納付金が標準で81万7,800円、私立大学では平均で135万円と、高騰しています。そのため、令和2年度文部科学白書によれば、「奨学金貸与事業全体の貸与人員は約135万人」と多くの学生が利用しています。奨学金の借入総額は平均300万円を超えており、奨学金を借りても返せずに自己破産するケースも生まれています。2020年4月から高等教育就学支援制度がスタートしましたが、2020年度の実績で約27万人と対象者が限られているのが現状です。

OECDの調査によれば「日本は、OECD加盟国の中で、GDPに占める教育支出の割合が最も低い下位25%に入る」と指摘され、加盟国の平均を下回っています。そのため、教育に関わる私費負担が大きくなっています。こうしたなかで、新型コロナウイルスの影響で家計の急変、アルバイト収入の減少などの経済的な事情などもあり、就学が困難となり、中退者数・休学者数が増加しています。

コロナ禍で苦しむ若者を社会全体で応援していくことが必要です。奨学金の返済で経済的に困難に陥る若者を増やさないためにも、政府として給付型奨学金制度を拡充することと、教育予算を増加し、大学等の学費の引き下げや授業料免除の拡充に直ちに取り組むことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第3号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### ◎決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第16、決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 決議案第1号。

提出者は、記載のとおりであります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議（案）。

標記の決議（案）を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議（案）

本年2月24日ロシア軍によるウクライナへの侵攻を開始した。これは、明らかに同国の主権

及び国土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は欧州にとどまらず、極東アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。このようなロシア軍の武力による侵攻行為は断じて認められず、厳重に抗議するものである。

白老町議会は我が国をはじめとする国際社会が、これ以上の戦争犠牲者を出さないため、この暴挙を抑えるあらゆる外交努力を行い、一日も早い地域の安定に向け、全力を挙げて行動することを切望する。重ねてロシア軍による攻撃を停止し、ウクライナからの即時撤退及び国際法の遵守を強く求めるものである。

以上、決議する。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として表明することといたします。

---

#### ◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、常任委員会の所管事務等調査の報告について、各常任委員会から調査結果の報告を求めます。

最初に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、マイナンバーカードの運用と今後の利活用について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。
- 7、調査結果。

本委員会は、担当課の説明を受け、マイナンバーカードの運用と今後の利活用についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

マイナンバーカードの現状と今後の展望。

マイナンバーカードの交付状況については、令和4年1月末現在、北海道で37.9%、全国で

41.6%であり、白老町においては33.3%となっている。

国においては、マイナンバーカードの申請、健康保険証としての利用申込みや公金受け取り口座の登録をすることでポイントが付与される制度の構築などにより申請を推進している。

白老町では令和3年9月より健康保険証の利用支援業務を開始し、令和4年1月末現在で702名の支援を行っている。

なお、健康保険証として利用可能な医療機関は2月13日現在で、全道で1,028か所、白老町内では町立病院の1か所のみと伸び悩んでいる状況であるが、ICT関連の技術的なシステム設定など現地で行わなければならない作業があるため、コロナ禍により登録作業の希望はあるものの滞っているという背景もある。

将来的には運転免許証との連携も予定され、また、そのほか各種サービスとの連携が進むと保健指導や確定申告など、様々な分野での利便性向上が期待されるものであり、ホームページや広報紙等による周知だけではなく、窓口に来られた町民の方に対し、申請することによって利便性が向上することを丁寧に説明し、交付率を上げていく考えである。

委員会意見。

マイナンバーカード事業は、健康保険証や運転免許証の機能を搭載する検討が進むなど、利用範囲拡大が町民にとって利便性の向上につながる可能性を秘めていると捉える。

よって、カード事業の一層の推進を図るべく2点にわたって意見を付する。

第1に、カード事業の一層の周知・普及を進めるべきである。

カード事業は、今後も制度の改変等が予定されることから、今後も情報収集に努め、町民へのメリットをしっかりと把握すべきである。

現状でも高校生への制度周知に努めているなど、理解や普及への努力は評価するが、今後も普及が求められる若い町民への申請呼びかけや、庁舎窓口での告知など、より一層の宣伝を行うべきである。

さらに、既存のカード保有者にも、機を捉えながらカードのメリットを伝え、有効活用の推進を図ることが町民の利便性の更なる向上を生み出すと考える。

なお、周知の際には、セキュリティーや収集された個人情報の流用懸念などの不安感の払拭を図り、カードのイメージ向上に努めるべきである。

現状では、町内におけるカード活用可能施設などに限りがある状況が懸念されるが、カードの町内利用可能増の状況など、マイナンバーカード事業の進捗を踏まえながら、利便性について周知を図るべきである。

第2に、制度のメリットの相乗効果を図るべきである。

現在、マイナンバーカードの健康保険証利用により特定健診受診情報が提供されているが、本人の了解の下、この情報を関係機関が閲覧することが可能となっている。これにより、町の特定健診受診率の向上や、町民の健康上の課題把握、健康増進施策づくりに生かされると考える。関係各課の連携の下、カード事業メリットの相乗効果を狙う視点が重要と捉える。

町民目線に立ち、カードのメリットも明らかにしながら窓口説明に努めていることは評価できる。カード事業は、普及によって役場の事務事業の効率化が図られる観点など、カード事業

の押さえを町として多面的に捉えながら、一層の事業進展を図られたい。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務などの調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、小委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、小委員会。

①、議会広報広聴活動の充実。

・全国町村議長会広報研修動画の研修を行った。また、全道町村議長会広報クリニック動画を自主研修とした。

・議会だよりの改革を進めるに当たり、町民に読んでもらえるための課題抽出を目的として、議会中継やホームページ等も含めた議会広報全般にわたる実態調査を行うこととした。第1弾を町職員と関係者や家族を対象として行っており、一人でも多くの率直な意見をお願いするものである。また、第1弾の調査結果を基に必要に応じて調査内容の改善を行い、第2弾として一般町民向けに実態調査を実施する。

・昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、議会報告会を動画配信により実施し、現在までに800回以上の視聴回数となっているが、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息のめどは立たない状況にあることから令和4年度についても動画配信により議会報告会を実施することとした。

②、議会広報の編集及び発行について。

議会だより第178号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第18、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、産



業厚生常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出がありました。それぞれの委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、「災害時の避難所施設(学校・民間施設等)について」結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があります、お手元に配付いたしました通知書のとおり調査期間の延期について申出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしくお願いいたします。

次に、皆様には要望書等3件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願い申し上げます。

---

### ◎休会の議決

○議長(松田謙吾君) 日程第19、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、3月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日19日から6月30日までの104日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) ご異議なしと認めます。

明日19日から6月30日までの104日間を休会といたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長(松田謙吾君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時39分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 長谷川 かおり